

指名委員会規程

第1条（目的）

1. 指名委員会は、その活動を通じて、当会社グループの適切な経営体制の構築と継続に資することを目的とする。
2. 指名委員会に関する事項は、法令、定款によるほか、NSG グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン及び内部統制システムの基本方針に準拠し、この規程の定めるところによる。

第2条（構成）

1. 指名委員会は、取締役会の決議によって選定された取締役（以下「委員」という。）をもって構成し、その員数は3名以上とする。ただし、その過半数は社外取締役でなければならない。また取締役会の別途の決定のない限り、執行役を兼ねる取締役を委員に選定する場合は、執行役社長を兼ねる取締役のみを委員とすることを原則とする。
2. 指名委員会の委員長は、取締役会の決議により選定する。

第3条（構成メンバー以外の出席）

指名委員会は、その決議により、必要に応じ、説明、報告又は意見聴取のために、取締役、執行役、当該議題を担当し若しくはサポートする社員（第12条に言及する事務局及び法務アドバイザーを含む。）、又は外部アドバイザーその他の者を指名委員会に出席させることができる。

第4条（開催・定例会議、臨時会議）

1. 指名委員会は、毎年1回以上定例的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
2. 委員の過半数の同意がある場合には、あらかじめ定められた開催日又は開催時間を変更することができる。
3. 指名委員会は、本店若しくはその他の場所における会合、又は複数の場所におけるビデオ通話、若しくは電話会議等の方法により開催することができる。

第5条（招集手続）

1. 指名委員会は、第7条に定める議長が招集する。
2. 各委員は、議長である委員に対し指名委員会を招集するよう請求することができる。
3. 本条第1項及び第7条第1項の定めにかかわらず、前項の請求があった場合に、議長である委員が指名委員会を招集しないときは、その請求をした委員は、自らがその議長と

してこれを招集し、主宰することができる。

4. 指名委員会の招集通知は、議長である委員より、他の各委員に対し、その会日の 2 営業日前までに発する。ただし、緊急の必要のあるとき又は委員全員の同意のあるときは、この期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。
5. 招集通知は、招集を行う委員の請求により、事務局がこれを代行して各委員に発することができる。

第 6 条（議題）

前条の招集通知には、開催場所、時間及び当該会合における議題を記載した上、これを各委員に発するものとする。ただし、やむを得ない事由のあるとき又は委員全員の同意のあるときは、この限りではない。

第 7 条（議長）

1. 指名委員会は、委員長が議長となり、これを主宰する。ただし、委員長に事故があるときは、委員会で定める順序に従い、他の委員が議長の職務を代行する。
2. 議長である委員に関連する事項が会議の目的である場合には、その事項の審議については、議長に事故があるときに準ずるものとして、他の委員が議長の職務を代行する。

第 8 条（職務及び決議方法）

1. 会社法令及び NSG グループ コーポレートガバナンス・ガイドラインの規定に基づき、指名委員会の職務を次のとおり定める。
 - (1) 当会社の取締役の選任及び解任に関する基準並びに社外取締役の独立性基準を整備し、当該基準に基づき株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する。また、取締役会議長、筆頭社外取締役、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会を構成する委員及び委員長についても、その選定候補者及び解雇候補者を審議し、その結果内容につき、取締役会に推薦する。
 - (2) 当会社の執行役及び代表執行役に関し、その選任及び解任に関する基準を整備し、当該基準に基づき、各々の執行役の職務分掌及び指揮命令関係等の執行役相互の関係に関する事項を含め、執行役（及び代表執行役）の選任候補者又は解任対象者を審議し、その結果内容につき、取締役会に推薦する
 - (3) 当会社グループの「経営陣幹部」（注：経営陣幹部の定義については、「経営陣幹部の選任方針および手続」の中に置き、該当箇所については、以下すべてそこへのリンクを貼る。報酬委員会規程についても同じ。）に関し、その選任及び解任に関する基準を整備し、当該基準に基づき、選任候補者又は解任対象者について審議し、その結果内容につき、取締役会に推薦する。また、「その他の重要幹部」（以下に定義する）の選任及び解任については、執行役社長（又は CEO）より、その報告を受ける。

- (4) 経営陣幹部に関する後継者計画を作成、整備し、またその定期的なレビューを行い、その有効性を確保する。また、「他の重要な幹部」については、その後継者計画について執行役社長（又はCEO）より、その報告を受ける。
- (5) 本項において、「他の重要な幹部」とは、経営陣幹部以外の重要なマネジメント職位のうち、特に重要なグループの職位として、指名委員会の定めるものを指すものとする。
2. 指名委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数を以て行う。ただし、議案に特別の利害関係を有する委員は前項の決議には参加しないものとし、この場合、当該委員は、出席した委員の数に算入しない。特に、各委員は、指名委員会からの特別の求めに応じ、当該委員が意見を表明する場合を除き、自身に関する、前項第1号乃至第4号に掲げる役職、職位の選解任若しくは選定、解嘱に関する決定及びその後継者計画に関する決定並びにこれらに関する議論には参加又は関与しないものとする。
 3. 指名委員会は、その職務の遂行にあたり必要又は適切と認める情報を、当会社の取締役、執行役及び使用人からその報告を求め、又は説明を求めることができる。
 4. 指名委員会は、法令及び定款等により認められる範囲において、委員会に属する職務について、一部の委員のみにより構成される付属委員会（典型的には委員である独立取締役の一部又は全員により構成されるもの）にその検討を委託し、その結果について委員会の批准又は承認を求め、これを実施することができる。

第9条（取締役会への報告）

1. 指名委員会は、その決議により、職務執行状況を取締役会に報告する指名委員（以下「報告担当委員」という。）及び取締役会の招集を行う指名委員（以下「招集委員」という。）を指名する。
2. 報告担当委員は、取締役会に対し、指名委員会の職務の執行の状況を、遅滞なく報告するものとする。

第10条（議事録）

1. 指名委員会の議事については議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他の法令に定める事項を記載して、出席した委員がこれに署名又は記名押印する。
2. 議事録は、法令に従い、電磁的方法をもって、記録することができる。その場合、出席委員の署名は又は押印は、法令に従い、電磁的方法をもって行う。
3. 取締役は、指名委員会の議事録について、閲覧又は謄写をすることができる。

第11条（欠席者への通知）

指名委員会は、指名委員会の議事の要領を、当該指名委員会に欠席した委員に対し通知する。

第 12 条（事務局及び法務アドバイザー）

1. 指名委員会の事務局は人事部が務め、付議又は報告される事項及び必要な資料を整理調整して指名委員会に提出するとともに、議事録を作成保管する。
2. 指名委員会の事務局長は、人事統括部長又はその推薦に基づき、指名委員会が承認する人事部の部員とし、事務局長は、指名委員会の議事運営を補佐し、議事録の作成にあたるほか、指名委員会の決定事項の要旨を記録する。
3. 前 2 項に定める他、総務法務統括部長及びその推薦に基づき指名委員会が承認する総務法務部の部員は、指名委員会に対して、コーポレートガバナンスに関するものを含め、その職務の執行に関連する法務事項に関しアドバイザーとして指名委員会を支援する。

第 13 条（書面の I T 化）

この規程に定める招集・通知等は、書面に代えて、電子メール等の方法によって行うことができる。

第 14 条（本規程の改正）

この規程の改正は、指名委員会の決議による。ただし、重要な改正は取締役会の承認を要する。

付　　則（2008 年 6 月 27 日 制定）

この規程は 2008 年 6 月 27 日から実施する。

（2009 年 9 月 30 日 改正）

（2013 年 9 月 26 日 改正）

（2015 年 10 月 1 日 改正）

（2018 年 12 月 6 日 改正）